

広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

【令和4年3月分】

- ・ 刺し網漁業
- ・ え虫こぎ漁業
- ・ たこ壺漁業
- ・ かご漁業
- ・ まきえ釣漁業

第1 刺し網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1)一枚建刺し網，一枚建狩刺し網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一枚建刺し網	安芸地区 (別記1のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	17	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区 (同上)				1	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
一枚建狩刺し網	安芸地区 (同上)	7月1日から翌年3月31日まで	定めない	定めない	17	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区 (同上)				1	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

(2)安芸地区の三枚建刺し網（かき筏漁場）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
三枚建刺し網	操業区域6 (別記2のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	4	申請の操業区域に係るかき筏垂下式養殖業を内容とする第1種区画漁業権の漁業権者及び当該漁業権の行使者であるかき養殖業者が同意した者
	操業区域11 (同上)				2	
	操業区域12 (同上)				1	
	操業区域13 (同上)				1	
	操業区域16 (同上)				1	

(3)いそ建・も建網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いそ建・も建網	操業区域5 (別記3のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	2	吉浦漁業協同組合の組合員である者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月1日から令和4年4月11日まで

3 条件

(1)一枚建刺し網

ア 網丈は3メートル以内でなければならない。

イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

(安芸地区に限る。)

ウ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(2)一枚建狩刺し網

ア 網目の大きさは、10節以上、12節以下(2.7~3.4センチメートル)でなければならない。

(安芸地区に限る。)

イ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(3)安芸地区の三枚建刺し網

ア 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

イ 中網の網目は、4節以上、7節以下(5.0~10.1センチメートル)でなければならない。

ウ 敷設する網数は1統とし、1統の網の長さは150メートル以内でなければならない。

(4)いそ建・も建網

ア 船舶の航行をみだりに妨げてはならない。

イ 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

別記1 (一枚建刺し網漁業及び一枚建狩刺し網漁業の操業区域)

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 同市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩

の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 同市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 同市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における同市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから同市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 同市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 同市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 同市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 同市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界

サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸250メートルの線との交点

シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸250メートルの線との交点

ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ソ 愛媛県岩城島新城鼻

別記2 (安芸地区の三枚建刺し網の操業区域)

操業区域6	区第80号, 区第81号, 区第83号, 区第84号, 区第86号, 区第88号, 区第89号, 区第92号, 区第93号, 区第94号, 区第96号, 区第97号, 区第98号, 区第99号, 区第100号, 区第105号, 区第107号の区域
-------	---

操業区域11	区第147号のうち江田島市沖美町大黒神島押島鼻から沖美町入鹿鼻を見通す線上750メートルの点と、大黒神島牛石鼻から沖美町見付石を見通す線上1,500メートルの点を結んだ線より南側の区域
操業区域12	区第155号, 区第157号の区域
操業区域13	区第184号, 区第185号, 区第186号の区域
操業区域16	区第225号の区域

別記3 (いそ建網・も建網の操業区域)

操業区域5

次のアイを結んだ直線, イウを呉市の距岸500メートルで結んだ線, ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし, 共第190号の区域及び公共物の占有水面を除く。

ア 呉市三つ石鼻 (西端)

イ アから江田島市江田島町高須の鼻を見通す線と呉市の距岸500メートルの線との交点

ウ 呉市宝町海上保安部等合同庁舎南東防波堤の南側付け根からの半径500メートルの円周線とエから同市昭和町日新製鋼呉製鉄所埋立地護岸北角を見通す線との西側の交点

エ 呉市中央棧橋敷地西端

第2 え虫こぎ

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
え虫こぎ	安芸地区 (別記のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	1	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月1日から令和4年4月11日まで

3 条件

午後5時から午前3時までは, 操業してはならない。

別記 (操業区域)

安芸地区

次のア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻

- 町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点
- ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点
- エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点
- オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点
- カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点
- キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点
- ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所
- ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

第3 たこ壺

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
たこ壺	安芸地区(別記のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	7	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区(同上)				4	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区(同上)				3	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年4月1日から令和4年4月11日まで

3 条件

(備後地区に限る。)

距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

別記(操業区域)

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻

- 町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点
- ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点
- エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点
- オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点
- カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点
- キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点
- ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所
- ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界
- イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点
- ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点
- エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点
- オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点
- カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点
- キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点
- ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所
- ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所
- コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界
- サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸250メートルの線との交点

- シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ソ 愛媛県岩城島新城鼻

備後地区

次のアイを結んだ直線以東，イウを結んだ直線，ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸 500 メートルで結んだ線及びエ，オ，カ，キ，ク，ケ，コを順次結んだ 6 直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上 500 メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211 メートル）を見通す線上 350 メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町 9 番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243 メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第4 かご

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いか玉	操業区域 5 (別記 1 のとおり)	4 月 1 日 から 6 月 30 日まで	定めない	定めない	1	倉橋島漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 11 (同上)				2	安浦漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 12 (同上)				2	浦島漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 13 (同上)				1	田島・千年・横島漁業協同組合の組合員である者
あなご筒	安芸地区 (別記 2 のとおり)	5 月 1 日 から 12 月 31 日まで	定めない	定めない	5	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区 (同上)				6	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区 (同上)				2	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 11 日まで

3 条件

(1) いか玉

漁具内部に魚等の餌を入れてはならない。

(2) あなご筒

(共通)

ア この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

(ア) 漁具の形状は筒型とし、その大きさは外径 15 センチメートル以内、奥行 75 センチメートル以内でなければならない。

(イ) 漁具の材質に、網地を使用してはならない。

(ウ) 漏斗部よりも内側（中央部側）に直径 13 ミリメートル以上の水抜き穴を合計 8 個以上設けたものでなければならない。

(エ) 1 隻につき 60 個以内でなければならない。

(安芸地区に限る。)

- イ 午前6時から午後4時までの間は、操業してはならない。
- ウ 他種漁業が漁具を敷設しているときは、その操業や行使を妨げてはならない。
- エ あなご以外を漁獲目的としてはならない。

(中部地区及び備後地区に限る。)

- イ 午前3時から午後4時までの間は、操業してはならない。

別記1 (いか玉操業区域)

操業区域5

次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 呉市倉橋町亀ヶ首南端から同町白石(三つ石)を見通す線と同町宇羽ヶ浦南の鼻から愛媛県小安居島南端を見通す線との交点から同町宇羽ヶ浦南の鼻を見通す線上200メートルの点

イ 呉市倉橋町大迫柳岩から同町鹿老渡東端を見通す線と同町宇羽ヶ浦南の鼻から愛媛県小安居島南端を見通す線との交点

ウ 呉市倉橋町大迫柳岩から同町鹿老渡東端を見通す線と同町藤ヶ迫北の鼻から愛媛県中島歌浦崎を見通す線との交点

エ 呉市倉橋町亀ヶ首南端から同町白石(三つ石)を見通す線と同町藤ヶ迫北の鼻から愛媛県中島歌浦崎を見通す線との交点から同町藤ヶ迫北の鼻を見通す線上200メートルの点

操業区域11

次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とキクを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 呉市安浦町と東広島市安芸津町との最大高潮時海岸線における境界

イ アから豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上500メートルの所

ウ 呉市安浦町馬島南端から豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上300メートルの所

エ 呉市安浦町馬島南端から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線上200メートルの所

オ クから豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上500メートルの所

カ 呉市安浦町横島南端

キ 呉市安浦町横島北端

ク 呉市安浦町大宇内海と同町大字安登との最大高潮時海岸線における境界

操業区域12

次のアイを結んだ直線、イウを尾道市百島町の西側距岸500メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市百島町女男石鼻

イ アから尾道市浦崎町満越栈橋を見通す線上500メートルの点

ウ エから福山市内海町横島鳶ヶ巣山頂を見通す線上500メートルの点

エ 尾道市百島南端

操業区域13

次のア、イ、ウを順次結んだ2直線、エ、オを結んだ直線、カ、キを結んだ直線、キ、クを福山市内海町横島と尾道市百島の中央で結んだ線、ク、ケ、アを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにコ、サ、シ、ス、コを順次結んだ4直線によって囲まれた海域並びにセ、ソを結んだ直線、ソ、タを距岸200メートルで結んだ線、タ、チを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とケから愛媛県百貫島山頂を見通す線との交点

イ 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とウから香川県円上島山頂を見通す線との交点

ウ 福山市鞆町鞆港防波堤西側突端

エ 福山市沼隈町アプト観音

オ 福山市内海町田島箱崎の鼻

カ 福山市内海町田島西端

キ カから尾道市百島北東端を見通す直線上その中央点

ク ケから尾道市百島南西端を見通す線上同市百島と福山市内海町横島の中央点

ケ 福山市内海町当木島北端

コ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上2,000メートルの点

サ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上3,000メートルの点

シ エから愛媛県江の島山頂を見通す線上6,000メートルの点

ス エから愛媛県江の島山頂を見通す線上4,000メートルの点

セ 福山市沼隈町千年干拓地護岸南西角

ソ セから福山市内海町田島黒越の鼻を見通す線上200メートルの点

タ チから福山市内海町田島馬場崎を見通す線上200メートルの点

チ 福山市沼隈町大字能登原明神鼻

別記2（あなご筒操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 同市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩

の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界

サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸250メートルの線との交点

シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸250メートルの線との交点

ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ソ 愛媛県岩城島新城鼻

備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島島取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上 500メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上 350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第5 まきえ釣

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まきえ釣	広島県海面一円	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	94	広島県内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき機関

令和4年4月1日から令和4年4月11日まで

3 条件

定めない